

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

- ① 各商店街および個人商店の活性化を図るため、商業者と連携し、実効性のある施策を講じること。
- ② 空き店舗出店支援事業について、補助要件を拡大し、さらなる活性化に努めること。
- ③ 風俗・ギャンブル産業などが蔓延しないよう、効果的な取り組みを行うこと。
- ④ 市内全域でのバリアフリー化を進めること。
- ⑤ 歩道上に置かれた自転車・看板などは、通行の妨げになり大変危険であることを周知し、放置自転車ゼロ、路上看板ゼロに向け、対策を講じること。
- ⑥ 市民の足を確保するため、デマンド交通等を導入すること。
- ⑦ 太陽光発電システムなど、自然エネルギー（再生可能エネルギー）発電の推進を引き続き図ること。
- ⑧ 原子力発電から自然エネルギーへの転換をするよう国に求めること。

- ⑨ 厚木市文化会館の利用料については、厚木市の主催・共済のみならず、市内団体への減免制度をつくること。
- ⑩ 市内公共施設で難聴者対策を講じること。磁気ループの適切な維持管理を行うこと。
- ⑪ 公園は利用者の快適性・安全性が図られるよう、維持管理をすること。
- ⑫ 小田急本厚木駅南口近くに公衆トイレを設置すること。
- ⑬ 歩行者の安全確保のために歩道の整備を推進すること。特に通学路の整備に努めること。
- ⑭ 地域循環型経済を目指し、愛市購買を推進すること。
- ⑮ 高齢化が進む市内各所の住宅団地に対して、買い物支援等具体的な施策を進めること。
- ⑯ 空家対策については、空家の実態を把握し、周辺環境悪化を引き起こさないよう有効な対策を講じること。

5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を

- ① 労働者の失業対策の充実を図ること。
- ② 男女、正規・非正規ともに、仕事と生活の調和がとれるような労働環境実現のための方策を講じること。
- ③ 事業所訪問等により中小企業の実態を把握し、効果的な支援対策を講じること。
- ④ 厚木市中小企業振興条例を制定すること。
- ⑤ 厚木市内におけるブラックバイト・ブラック企業の実態を把握し、労働者保護の対策を講じること。国に対して、ブラック企業根絶の法整備をするよう求めること。
- ⑥ 住宅リフォーム助成制度の復活および商店リニューアル助成制度の創設を行うこと。
- ⑦ 小規模企業振興基本法の推進のため市としての具体的な施策を実施すること。
- ⑧ 公契約については、国・県に対して法整備を求めること。
- ⑨ 所得税法第58条を廃止するよう、国に求めること。
- ⑩ 景気悪化となる消費税の10%への増税を中止するよう、国に求めること。



6. 防災対策の充実を

- ① 共同住宅、事業所に対する耐震改修工事への助成制度を創設すること。
- ② 小中学校への災害用井戸設置について、先進事例を研究し、進めること。
- ③ 感震ブレーカーの周知および設置推進を図ること。
- ④ 防災訓練については、地域の特色をふまえた訓練ができるよう指導すること。
- ⑤ 避難行動要支援者制度について周知を図り、対象者の登録を進めること。
- ⑥ 公共下水道の整備については、社会資本総合整備計画にしっかりと位置づけ、できる限り早期に事業を完了できるよう努めること。
- ⑦ 災害時の医療連携については、災害拠点病院である厚木市立病院を核として、市内医療機関との医療連携体制を早期に確立すること。

7. 農業を守り発展させるために

- ① 国に対して、TPP（環太平洋連携協定）からの撤退および食料自給率の向上を求めること。
- ② 市内における食料自給率向上のため、地元農産物のさらなる消費拡大策を講じること。
- ③ 学校・保育所・病院等の公共施設の給食で地元食材の利用品目・率を高め、一層の地産地消を進めること。
- ④ 耕作放棄地の解消に努めること。
- ⑤ 国・県・地域と協力・連携して鳥獣被害対策を進めること。



8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を

- ① 財政支出は市民要望を尊重し、地域活性化に役立つよう生活・福祉重視で行うこと。
- ② 「全体の奉仕者」としての職員研修を充実させ、職員一人一人が、市民の声をよく聞いて対応できるようさらなる意識改革に努めること。
- ③ 市民サービス向上のため、定数管理計画の見直しを行い、業務実態に合わせた人員を確保すること。安易な非正規雇用をしないこと。
- ④ 技術職については、知識・技術の継承が図れるよう計画的な採用と育成を行うこと。
- ⑤ メンタルヘルスをはじめとする職員の健康管理の充実を図ること。
- ⑥ 市の公共施設については、不安定雇用や官製ワーキングプアを助長するような指定管理者制度や業務委託の見直しを行うこと。

